

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○漁港区域に係る海岸保全区域の指定…………… (漁港漁村課)	18
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	19
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	20
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	28
○特定調達契約に係る入札の公告……………	28
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	29
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	30

告 示

北海道告示第414号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、漁港区域に係る海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、北海道水産林務部水産局漁港漁村課及び北海道宗谷総合振興局に備えて縦覧に供する。

令和3年6月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道天塩沿岸幌泊漁港海岸保全区域

市町村名 海 岸 保 全 区 域

礼文郡 指定の区域

礼文町 1 点の位置

基 点 1 漁港原点 (X座標：+162,363.117 Y座標：-94,463.626)
から方向角112度41分52秒の方向299.431メートルの点 (X座標
：+162,247.576 Y座標：-94,187.385)

- 2 北海道礼文郡礼文町船泊村字ホロトマリ道路敷地北東角の点 (X座標：+162,262.623 Y座標：-94,190.509)
 - 3 基点2から295度41分03秒の方向39.360メートルの点 (X座標：+162,279.682 Y座標：-94,225.980)
 - 4 北海道礼文郡礼文町船泊村字ホロトマリ940番2北東角の点 (X座標：+162,319.632 Y座標：-94,384.947)
 - 5 基点4から302度24分24秒の方向38.483メートルの点 (X座標：+162,340.256 Y座標：-94,417.437)
 - 6 漁港原点 (X座標：+162,363.117 Y座標：-94,463.626) から方向角314度46分03秒の方向107.134メートルの点 (X座標：+162,438.564 Y座標：-94,539.688)
 - 7 北海道礼文郡礼文町船泊村字ホロトマリ933番1北東角の点 (X座標：+162,450.810 Y座標：-94,552.516)
 - 8 基点7から313度27分05秒の方向124.684メートルの点 (X座標：+162,536.560 Y座標：-94,643.031)
 - 9 漁港原点 (X座標：+162,363.117 Y座標：-94,463.626) から方向角314度51分16秒の方向306.988メートルの点 (X座標：+162,579.638 Y座標：-94,681.250)
- 補助点
- 1の1 1から78度59分59秒の方向38.147メートルの点 (X座標：+162,254.855 Y座標：-94,149.939)
 - 1の2 1から53度19分23秒の方向85.789メートルの点 (X座標：+162,298.818 Y座標：-94,118.581)
 - 5の1 5から36度28分50秒の方向44.027メートルの点 (X座標：+162,375.656 Y座標：-94,391.261)
 - 5の2 5から75度35分49秒の方向164.024メートルの点 (X座標：+162,381.056 Y座標：-94,258.568)
 - 6の1 6から36度20分47秒の方向60.906メートルの点 (X座標：+162,487.621 Y座標：-94,503.591)
 - 9の1 9から35度30分01秒の方向58.177メートルの点 (X座標：+162,627.001 Y座標：-94,647.466)

2 区 域

幌泊東地区海岸 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、補助点5の1、補助点5の2、補助点1の2、補助点1の1及び基点1の各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

幌泊西地区海岸 基点6、基点7、基点8、基点9、補助点9の1、補助点

6の1及び基点6の各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

北海道告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年6月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館高松5（Ⅱ-2-391-2368）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市高松町、湯川町三丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館亀尾1-(1)（Ⅱ-2-38-821-1）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市米原町、亀尾町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
後藤の沢川（Ⅱ-21-0430）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市滝沢町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
田村の沢川（Ⅱ-21-0450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市鱒川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
水沢の沢川（Ⅱ-21-0460）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市鱒川町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社の沢川（Ⅱ-21-0470）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市鱒川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上出の沢川（Ⅱ-21-0480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市紅葉山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
蛾眉野学校沢川（Ⅰ-21-0500）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市蛾眉野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小山の沢川（Ⅰ-21-0520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市東畑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
鈴蘭丘2号沢川（Ⅲ-21-037）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市鈴蘭丘町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
鈴蘭丘3号沢川（Ⅲ-21-038）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

<p>函館市鈴蘭丘町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 米原1号沢川（Ⅲ-21-039）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市中野町、米原町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 米原2号沢川（Ⅲ-21-040）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市中野町、米原町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 亀尾3号沢川（Ⅲ-21-043）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市亀尾町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 庵原1号沢川（Ⅲ-21-044）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市庵原町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鉄山2号沢川（Ⅲ-21-046）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市鉄山町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 東畑1号沢川（Ⅲ-21-047）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市東畑町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第416号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>令和3年6月8日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 鈴木直道</p> <p>1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山3（Ⅲ-2-5-386）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館銅山1（Ⅲ-2-9-390）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市銅山町、西旭岡町3丁目、鱒川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館銅山2（Ⅲ-2-10-391）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市銅山町、見晴町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>
--	--

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館銅山3 (Ⅲ-2-11-392)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市銅山町、西旭岡町1丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館高松2 (Ⅲ-2-13-394)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市高松町、戸倉町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館高松3 (Ⅱ-2-28-811)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市高松町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館高松4 (Ⅲ-2-14-395)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市高松町、戸倉町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 函館高松6 (Ⅲ-2-15-396)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市高松町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館滝沢1 (Ⅱ-2-15-798)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市滝沢町、東山町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館滝沢2 (Ⅱ-2-16-799)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市滝沢町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館滝沢3 (Ⅱ-2-17-800)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市滝沢町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館滝沢4 (Ⅲ-2-6-387)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市滝沢町、見晴町 (次の図のとおり)

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館滝沢5 (Ⅱ-2-18-801)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市滝沢町、見晴町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館滝沢6 (Ⅰ-2-45-1083)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市滝沢町、鈴蘭丘町、見晴町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館戸倉1 (Ⅱ-2-19-802)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市戸倉町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館見晴2 (Ⅱ-2-23-806)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市見晴町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館鱒川1 (Ⅲ-2-7-388)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市鱒川町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館鱒川2 (Ⅲ-2-8-389)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市鱒川町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館鱒川3 (Ⅱ-2-24-807)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市鱒川町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館上湯川1 (Ⅱ-2-25-808)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市上湯川町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館上湯川2 (Ⅲ-2-12-393)</p>
---	---

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市上湯川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館上湯川3（I-2-50-1088）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市上湯川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館上湯川5（II-2-27-810）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市上湯川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館上湯川6（I-2-51-1089）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市上湯川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川2（I-2-27-1065）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川町、陣川2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館瀬戸川1（II-2-30-813）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市瀬戸川町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館瀬戸川2（II-2-31-814）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市瀬戸川町、赤坂町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館旭岡1（II-2-32-815）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市旭岡町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館旭岡2（III-2-16-397）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市旭岡町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
--	--

- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館旭岡3 (Ⅱ-2-33-816)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市旭岡町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館旭岡4 (Ⅱ-2-34-817)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市旭岡町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館旭岡4-(1) (Ⅱ-2-34-817-1)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市旭岡町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館米原 (Ⅱ-2-37-820)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市米原町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館米原-(1) (Ⅱ-2-37-820-1)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 函館市米原町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館米原-(2) (Ⅱ-2-37-820-2)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市米原町、亀尾町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館亀尾1 (Ⅱ-2-38-821)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市亀尾町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館亀尾2 (Ⅱ-2-39-822)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市亀尾町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館亀尾3 (Ⅰ-2-67-1105)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市亀尾町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀尾4 (Ⅱ-2-40-823)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀尾町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀尾5 (Ⅱ-2-41-824)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀尾町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀尾6 (Ⅲ-2-19-400)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀尾町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館庵原1 (Ⅱ-2-42-825)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市庵原町、亀尾町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>函館庵原2 (Ⅱ-2-43-826)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市庵原町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館根崎2 (Ⅰ-2-55-1093)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市根崎町、高松町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館根崎3 (Ⅰ-2-56-1094)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市根崎町、高松町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館根崎3-(1) (Ⅰ-2-56-1094-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市根崎町、高松町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館根崎4 (Ⅰ-2-57-1095)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市根崎町、高松町、志海苔町(次の図のとおり)</p>
---	---

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東畑1 (I-2-68-1106)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東畑町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東畑2 (II-2-44-827)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東畑町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 プレカットの沢川 (I-21-0440)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市鱒川町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 藤野の沢川 (II-21-0490)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市紅葉山町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 工藤の沢川 (II-21-0510)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市蛾眉野町、鉄山町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鈴蘭丘1号沢川 (III-21-036)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市鈴蘭丘町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鉄山1号沢川 (III-21-045)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市鉄山町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山日浦3 (I-2-119-1157)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日浦町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
--	--

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月8日

北海道空知総合振興局長 白石俊哉

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
42台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年11月1日から令和9年10月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月8日（火）から同月28日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和3年7月8日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月7日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
令和3年4月6日付け北海道空知総合振興局告示第12号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- (3) 電話番号 011-561-0384

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 42 sets
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 8, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than July 7, 2021)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0384

北海道上川総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年6月8日

北海道上川総合振興局長 佐藤昌彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

路面清掃車（ブラシ式） 1台（交換契約により路面清掃車（7t片真）1台と交換）

2 落札を決定した日

令和3年5月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 英和株式会社

- (2) 住所 大阪府大阪市西区北堀江4丁目1番7号

4 落札金額

35,640,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年4月9日付け北海道上川総合振興局告示第1002号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局告示第1007号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月8日

北海道上川総合振興局長 佐藤昌彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）55台分

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和3年10月1日から令和9年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能

であること。

- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月8日（火）から同年7月1日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室
（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 令和3年7月21日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月20日（火）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 68台分

イ パーソナルコンピュータ 一式 44台分

- (2) 予定時期

ア 令和3年6月頃

イ 令和3年7月頃

ア及びイについて、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴行団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電話番号 0166-46-4908

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 55 sets
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 21, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 20, 2021)
C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年6月8日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

道立病院庁舎で使用する電力（業務用）

(1) 業務用電力（平日休日別）

ア 基本料金 1,325kW
イ 電力量料金（平日） 3,611,700kWh
ウ 電力量料金（休日） 1,576,800kWh

(2) 業務用電力（時間帯別）

ア 基本料金 500kW
イ 電力量料金（昼間） 1,220,300kWh
ウ 電力量料金（夜間） 1,246,100kWh

2 落札を決定した日

令和3年5月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エネット
(2) 住 所 東京都港区芝公園2丁目6番3号

4 落札金額

(1) 1の(1)のア 951.00円
(2) 1の(1)のイ 16.28円
(3) 1の(1)のウ 15.25円
(4) 1の(2)のア 630.00円
(5) 1の(2)のイ 19.83円
(6) 1の(2)のウ 13.61円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年4月9日付け北海道道立病院局告示第20号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道道立病院局病院経営課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第59号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月8日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 令和3年8月2日

(4) 契 約 期 間 令和3年8月2日から令和8年7月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年6月8日（火）から同月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和3年6月22日（火）午前10時（送付による場合は、同月21日（月）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。
- 8 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式
3台分
- (2) 予定時期 令和3年6月下旬頃（入札期日の前日から起算して17日前までに公告する。）
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入

- 札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 3 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 22, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., June 21, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

正 誤

○令和3年4月2日（本号第194号）

北海道告示第271号（知事権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
6	右	29
誤	609の4から607の7まで、	
正	609の4から609の7まで、	